

物 品 売 買 契 約 書 （案）

柏崎市（以下「売却者」という。）と（以下「購入者」という。）とは、売却者が所有する車両（以下「譲渡物品」という。）の譲渡について、次の条項により物品売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 売却者購入者両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（譲渡物品）

第2条 譲渡物品は、次のとおりとする。

車両名称・型式	規 格	自動車登録番号	数 量
トヨタ プロボックスワゴン CBA-NCP59G	普通自動車	長岡 500 ら 8709	1 台

（譲渡代金）

第3条 譲渡物品の代金（以下「譲渡代金」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（譲渡代金の支払）

第4条 購入者は、前条の譲渡代金を売却者の発行する納入通知書により、その指定期限までに支払わなければならない。

（所有権の移転及び譲渡物品の引渡し）

第5条 譲渡物品の所有権は、購入者が前条の規定による譲渡代金の支払を完了したときに売却者から購入者に移転する。

2 購入者は、譲渡代金の支払を完了したときは、速やかに売却者に対しその旨を通知しなければならない。

3 売却者は、前項の規定により譲渡代金の支払を確認したときは、速やかに譲渡物品を購入者に引き渡すものとする。

（自動車登録の名義変更）

第6条 譲渡物品の所有権が売却者から購入者に移転してから、自動車登録の所有名義人を売却者から購入者に変更するまでの一切の手続は、購入者が行う。

2 購入者は、自動車登録の所有名義人を購入者に変更したときは、速やかに売却者に届け出し、名義変更の確認を受けるものとする。

（危険負担）

第7条 譲渡物品の所有権が売却者から購入者に移転したときに、危険負担は購入者に移転するものとする。

（契約不適合責任）

第8条 譲受者は、この契約の締結後、譲渡物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の迫完の請求、譲渡代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 売却者は、購入者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、購入者が当該物件に投じた費用があっても、これを売却者に請求しないものとする。

- (1) 本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 購入者が次のいずれかに該当したことが判明したとき。

ア 役員等（購入者が個人である場合にはその者を、購入者が法人である場合にはその役員又はその支店及び事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約保証金)

第10条 契約金額の100分の10以上を納付する。

(諸費用)

第11条 譲渡物品の所有権が売却者から購入者に移転してから、自動車登録の所有名義人を売却者から購入者に変更するまでの一切の費用、自賠責保険の加入、譲渡物品の引渡し及びこの契約の締結に要する費用は、購入者の負担とする。

(専属的合意管轄)

第12条 この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義の決定)

第13条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売却者購入者協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、売却者購入者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7（2025）年 月 日

売却者	新潟県柏崎市	
	柏崎市長	櫻井雅浩 ㊟
購入者	住所	
	氏名	㊟